

特定第二種国内希少野生動植物種制度の概要について

1. 制度創設の背景

我が国においては、多くの絶滅危惧種が里地里山等の二次的自然に依存している（昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定）。そうした二次的自然に分布する昆虫類や淡水魚類等の種については、自然界においては個体数が減少し、絶滅のおそれがあるものの、多産であり、生息・生育地の環境改善がなされれば速やかに個体数の回復が見込めるものが多い。このような種の保全のためには、生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効であり、個体数が著しく少なくなければ、個体の捕獲等及び譲渡し等を規制することは必ずしも優先度は高くない。一方で、販売業者等の大量捕獲等がなされた場合には種の存続に支障を来すおそれがある。

こうした趣旨から、平成29年度の種の保存法改正において、販売又は頒布等の目的での捕獲等、譲渡し等及び陳列・広告のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種（以下、「特定第二種」という。）」制度を創設した。（同法は平成30年6月に施行）。

2. 定義

条文上の特定第二種の定義は以下の通り。

・種の保存法第4条第6項

6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

- 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。
- 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。
- 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。
- 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

・希少野生動植物種保存基本方針 第二 4

4 特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

- ア 第二1（1）イ又はウに該当する種
- イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種
- ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種
- エ ワシントン条約附属書Iに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

3. 行為規制

特定第二種を含む、国内希少野生動植物種の区分毎の捕獲等及び譲渡し等の規制内容は以下の通り。

表 1. 国内希少野生動植物種の区分毎の規制内容

区分	捕獲等		譲渡し等	
	販売・頒布目的	それ以外	販売・頒布目的	それ以外
国内希少野生動植物種	×	×※1	×	×※1
特定第一種	×※2	×	○※3	○
特定第二種	×	○	×	○

- ※1 学術研究又は繁殖等、公益的な目的の捕獲や譲渡しで、環境大臣の許可を受けた場合は可能。
- ※2 特定国内種事業に係る譲渡し又は引き渡しのためにする繁殖の目的で行う捕獲で、環境大臣の許可を受けた場合は可能。
- ※3 事業を行おうとする者は、あらかじめ環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

<用語の定義（法の解説より抜粋。法令用語辞典でも同内容）>

「販売」とは、対価を得て他人にある財産権を移転することをいう。単に偶発的な一回限りの売買行為による場合ではなく、営業又は事業として、反復かつ継続的に行われるものを指す

「頒布」とは、有償・無償を問わず、不特定多数の者に配り分けることをいう。

【該当する行為】

- 「店舗及びインターネットを通じた動植物の売買」
- 「営利目的での個人間の動植物売買」
- 「イベント等での不特定多数の者への動植物の配布」

【該当しないと考えられる行為】

- 「広く配り分けることを目的としない学術研究や個体の保護等のための動植物の譲渡し等」
- 「不特定多数でない者（特定少数の者）への配布」

※該当・非該当ケースについては、状況に応じて個別に判断が必要

4. 保全対策の方向性（案）

- 生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効な特定第二種については、保護対策を周知するとともに、必要に応じて生息地等保護区や保護増殖事業をはじめとする関連制度・事業を積極的に活用する。
- 捕獲を過度に増長させることのないよう、特定第二種の指定に当たっては、保全上の留意点をまとめた資料や普及啓発資料をあわせて作成し、適切な情報発信を行う。
- 特定第二種については、各種について関係主体が取り組む保全活動を含めて、環境省ウェブサイトに掲載し、保全を後押しする。生物多様性保全推進支援事業等を活用した民間主体の活用も支援・共有化を図る。